平成20年1月24日

各　　位

愛媛県松山市南江戸四丁目３番３７号
株式会社　レデイ薬局
代表取締役　三橋　信也
（JASDAQ・コード３０２７）
問い合わせ先 取締役経営企画室長 井谷　義彦
電話番号　０８９―９１７－８０００

不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政処分に関するお知らせ

平成20年1月17日付けで開示いたしました「広告の不当表示に関するお知らせ」における不当表示の問題に対し、平成20年1月24日付けで愛媛県知事より行政処分の予定内容が通知されましたのでお知らせいたします。

記

１．処分に至った経緯

当社は、平成19年11月20日より平成19年12月2日までの間、当社店舗でお買物いただいたお客様を対象として、レジで「当たり」レシートが出ますと、次回精算時に何でも１点、１０％割引クーポン券として利用できるサービスを行う旨広告を実施しました。しかしながら、当該サービスは、全てのお客様を対象としていたものではなく、当社の特定のお客様のみを対象としたサービスであったことから、これが不当景品類及び不当表示防止法第４条の規定に該当すると認められたため、今回の処分となりました。

２．処分の内容

当社が行った行為は、不当景品類及び不当表示防止法第４条第１項第２号に違反するので、同法第７条の規定により平成20年1月24日、愛媛県知事より下記の指示を受けました。

なお、この指示に従わないときは、同法第８条の規定により公正取引委員会に措置請求されることとなります。

１　違反行為が生じた事実経過を把握し、原因を明らかにすること。
２　再発防止策を講じて、役員及び従業員に法令遵守を周知徹底させること。
３　上記１及び２に基づき講じた措置について、平成20年2月7日（木）までに愛媛県知事あて報告すること。

３．今後の対応

今回の処分を受けることになった事実を厳粛に受け止めるとともに、このような状況の再発を防止するため内部管理体制及び法令遵守体制の強化を図りながら信頼回復に努めてまいります。

また、当期の業績に与える影響は、今後の経過をみながら適時開示に努めてまいります。

なお、今回の行政処分を受け、本日、臨時取締役会を開催し、経営責任の明確化と組織の見直しを目的として、下記の通り社内処分、役員の職掌変更及び人事異動を決議いたしました。

(1) 社内処分

役員の処分

代表取締役	役員報酬 10%の 3 ヵ月減額
上記以外の取締役	役員報酬 3%の 3 ヵ月減額

(2) 役員の職掌変更（平成 20 年 2 月 1 日付）

氏名	旧役職名	新役職名
長﨑　和雄 （ながさき　かずお）	管理本部長	管理本部長兼総務人事部長

(3) 人事異動（平成 20 年 2 月 1 日付）

氏名	旧役職名	新役職名
亀岡　明 （かめおか　あきら）	営業本部商品部長	経営企画室室長代理
豊島　誠 （とよしま　まこと）	管理本部教育部長	営業本部商品部長
野中　修平 （のなか　しゅうへい）	管理本部総務人事部長	管理本部教育部長

以上